

令和6年度 介護報酬改定 地域密着型サービス
算定要件等の見直しのあった加算一覧
(処遇改善加算は除く)

地域密着型通所介護

加算名	変更事項(概略 主なもの)
認知症加算	・算定要件である「認知症のもの占める割合」を20%から15%に緩和。 ・認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に関する会議の開催することが追加。
入浴介助加算	・加算Ⅰの要件に入浴介助に関する研修の実施を追加。 ・加算Ⅱの要件である「医師等による助言」について医師の代わりに介護職員が訪問し医師の指示のもとICT機器を活用して状況把握を行い、医師が評価・助言する場合も算定することが可能。
科学的介護推進体制加算	LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直し。
ADL維持等加算	加算ⅡについてADL利得の要件について「2以上」を「3以上」に見直し。
個別機能訓練加算	個別機能訓練加算(1)口において、現行、機能訓練指導員を通所介護等を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならないとしている要件が緩和。(配置時間の定めなし)

認知症対応型共同生活介護

加算名	変更事項(概略 主なもの)
医療連携体制加算	体制要件と医療的ケアが必要な者の受入要件を分けて評価を行い、医療的ケアが必要な者の受入要件については、対象となる医療的ケアを追加する見直しを行う。
科学的介護推進体制加算	LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直し
夜間支援体制加算	見守り機器等を導入した場合の加算算定に見直し。

小規模多機能型居宅介護支援

加算名	変更事項(概略 主なもの)
総合マネジメント体制強化加算	加算区分ⅠとⅡの区分に見直し、Ⅰの算定要件に地域共生社会の実現に資する取組(地域住民等への相談や連携など)を追加。
認知症加算(短期利用除く)	加算区分を現行のⅠ・ⅡからⅠ～Ⅳの区分に見直し、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設ける。
科学的介護推進体制加算	LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直し。

看護小規模多機能型居宅介護

加算名	変更事項(概略 主なもの)
総合マネジメント体制強化加算(短期利用除く)	加算区分ⅠとⅡの区分に見直し、Ⅰの算定要件に地域共生社会の実現に資する取組(地域住民等への相談や連携など)を追加。
緊急時訪問看護加算(短期利用除く)	名称を「緊急時対応加算」に変更 緊急時の宿泊サービスを必要に応じて提供する体制を評価する要件を追加。
ターミナルケア加算(短期利用除く)	介護保険の訪問看護等におけるターミナルケアの内容が医療保険におけるターミナルケアと同様であることを踏まえ、単位の見直しを行う。(2,000 単位→2,500 単位)
認知症加算(短期利用除く)	加算区分を現行のⅠ・ⅡからⅠ～Ⅳの区分に見直し、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設ける。
科学的介護推進体制加算	LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直し。
排泄支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅰについて 看護師による評価を少なくとも「6か月に1回」から「3か月に1回」に見直し。 ・Ⅱ、Ⅲについて 排泄状態の改善等についての評価に加え、尿道カテーテルの抜去についての評価も新たに追加。
褥瘡マネジメント加算	利用開始時にすでに発生していた褥瘡が治癒したことについても評価を行う。